

デジタル教科書の効果的な活用に向けて 《 学校教育法等の一部を改正する法律 (案) 》

政府は2月23日、小、中、高等学校でタブレット端末等を使った「デジタル教科書」の使用を認める学校教育法等関連法の改正案を閣議決定した。この改正により教科書の使用については、一部の学習でデジタル教科書が代用可能になる。学校教育法の一部を改正する法律は、平成31年4月1日に施行される。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要 (全日教連要約・抜粋)

学校教育法の一部改正

現行法 小、中、高等学校の授業では、紙の教科書を使用しなければならない(教科書の使用義務)。

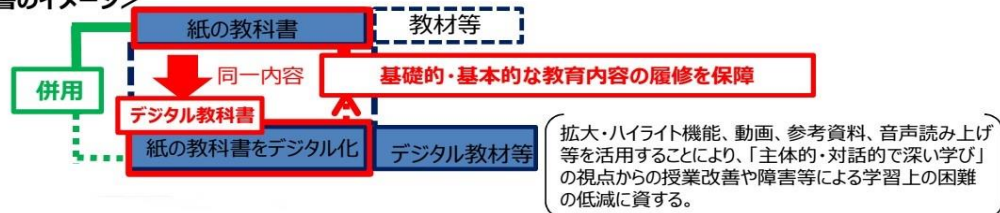


改正後 ① 小、中、高等学校において、検定済教科書の「デジタル教科書」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる。

ただし、視覚障害、発達障害等により、紙の教科書を使用する学習が困難な児童生徒に対し、文字の拡大や音声読み上げ等で学習上の困難の低減が必要な場合には、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できる。 【学校教育法 第34条関係】

② 特別支援学校や工業高校等高等学校の専門教科等において、検定用教科書がない場合等に使用する図書についても、①と同様に、その内容を記録したデジタル教材が使用できる。 【学校教育法附則 第9条関係】

<デジタル教科書のイメージ>



○ 児童生徒の実態や教育効果を高めるため、幅広くデジタル教科書等が使用できるようになる。

著作権法の一部改正

通常の紙の教科書同様に、掲載された著作物を権利者の許諾を得ずに「デジタル教科書」に掲載し、必要な利用を行うことを認めるとともに、当該著作物の利用に係る補償金等の規定について整備する等の措置を講ずる。 【新設】

現行法 学校の授業で教員等が写真や小説、新聞記事等の著作物を印刷し配る場合、著作権者の許諾は不要だが、教材をネット配信(オンデマンド授業等)する場合は必要。

改正後 学校等が文化庁長官の指定する窓口団体に補償金を支払えば著作権者の許諾は不要。

○ デジタル教材使用における著作権者への許諾手続きが簡素化される。

詳しくは、http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/02/23/1401720_001.pdf (概要版)

学校教育法の一部改正により、教育課程の一部においてデジタル教科書の使用が可能となり、各種機能が効果的に活用されることで、児童生徒の学習意欲の向上や、より深い学びにつながることが期待される。特に、紙の教科書を使用する学習が困難な児童生徒にとっては、教科書としてデジタル教材が使用できるようになり、より児童生徒の個に応じた教育の充実が図られることも期待される。また、それに合わせて著作権法の一部も改正され、デジタル教材使用に係る著作権者への許諾手続きも簡素化され、教科書のデジタル化に対応した取組が図られることになる。

しかし、法改正とともに学校現場において、デジタル教材等が効果的に活用されるための ICT 環境の整備が推進されなければ、法改正は絵に描いた餅になってしまう。実際、12月に公表された「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」では、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数には大きな地域間格差が認められた。法改正に合わせ、地方自治体においては、地方財政措置についても積極的に行い、より実効性のある学校の ICT 環境の整備の推進も求められる。

全日教連は、文部科学省や総務省に対し、今回の法改正により、真に児童生徒が質の高い教育を受けられる ICT 環境の整備が図られるため、地方財政措置による予算が適切に執行されるよう、全ての都道府県を監督、指導することを引き続き求めていく。